

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

1. 地域の災害リスク

(1) 船橋市の位置・地勢

船橋市は千葉県の北西部に位置し、首都東京と県庁所在地の千葉市のほぼ中間の東京湾最奥部に面していることから、陸上及び海上交通において市勢の発展に有利な地理的条件を有している。

本市は、市川市・鎌ヶ谷市・白井市・八千代市・習志野市に隣接し、東西約 13.86 km、南北約 14.95 km に広がり、その面積は 85.62 km²。

地勢は全般的に低く平坦であり、北部は緑に覆われ、低い丘陵が起伏しており、市街地と北部農耕地の中間の内陸部は昭和 35 年に完成した公団住宅前原団地の進出を契機に、宅地開発が盛んに行われ、住宅地が広がっている。



図 2-1-1 船橋市の位置

(2) 地形・地質等

地形についてみると、概ね中央部から北部にかけて北総台地、南側が江戸川の三角州低地になっている。台地の中には海老川と神崎川などの河川が樹枝状に侵食した谷底平野がある。この台地と低地の間に位置する斜面には樹林地が残されており、市の北部・東部及び海老川上流部では湧水が複数確認されている。

地形的特徴としては、台地と低地がともに平坦な地形からなることと、人工による改変が著しいことの 2 つがあげられる。人工改変による地形については、中央部から南部にかけての切土地、盛土地といった人工地形がみられるほか、海岸部は埋立地となっている。

地質についてみると、本市域の地質は第四紀層から構成され、台地部で下総層群及び関東ローム層、低地部や谷底平野部では砂、粘土及び腐植土などで構成された沖積層が卓越している。また、臨海部は埋立地堆積物から構成されている。

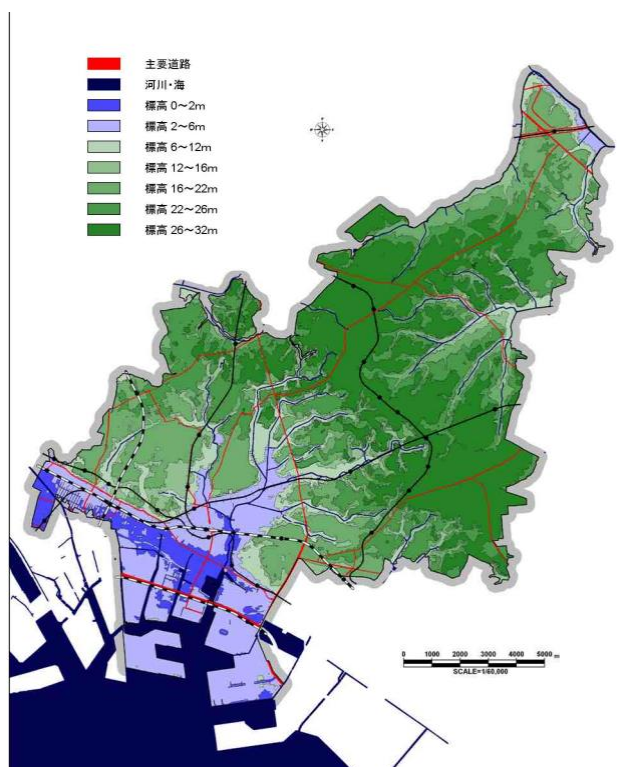


図 2-1-2 船橋市の地形

(3) 気候

本市の気象をみると 1999 年～2020 年の年間の平均気温は 15.5℃、日最高気温は 31.3℃、平均風速は 1.8m/s、年間降水量は 1,466.1 mm であり、比較的温暖な海洋性気候を示している。

(4) 地震被害想定

船橋市を含む南関東地域の首都直下では、近いうちに M7 クラスの地震の発生が懸念されており、この地域での発生確率は今後 30 年間で 70% と推定されている。

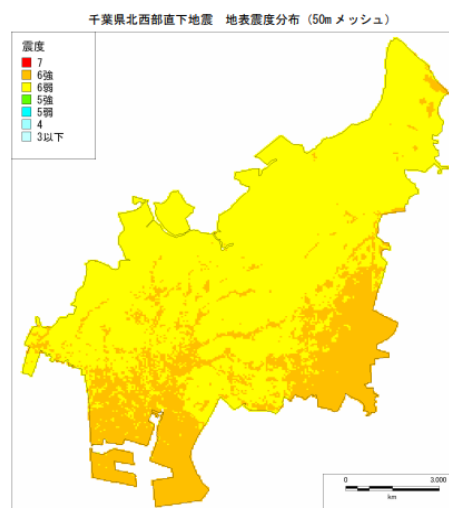
船橋市において考慮すべき地震として、以下の 3 地震を想定した。

- ① 千葉県北西部直下地震 (M7.3)
- ② 船橋市役所直下の地震 (タイプ I) (M7.3)
- ③ 船橋市役所直下の地震 (タイプ II) (M7.3)

【予測結果】

① 千葉県北西部直下地震

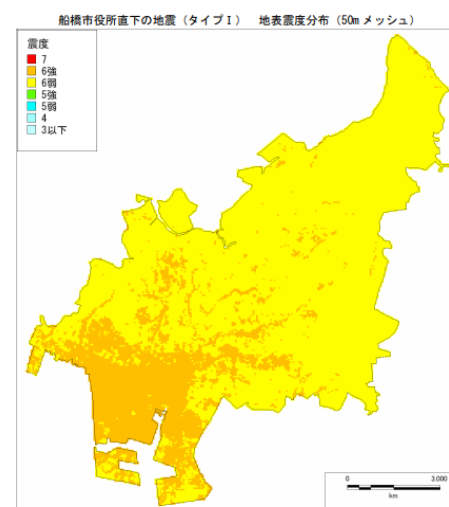
市南側の低地部及び市東部の低地から台地部の広い範囲で震度 6 強を示す。また、台地上の谷底低地の一部においても震度 6 強を示す。それ以外の範囲では、震度 6 弱となる。



② 船橋市役所直下の地震 (タイプ I)

市南部の埋立地や低地の広い領域で震度 6 強となっている。また、台地上の谷底低地の一部でも震度 6 強を示す。それ以外の範囲では概ね震度 6 弱となっている。

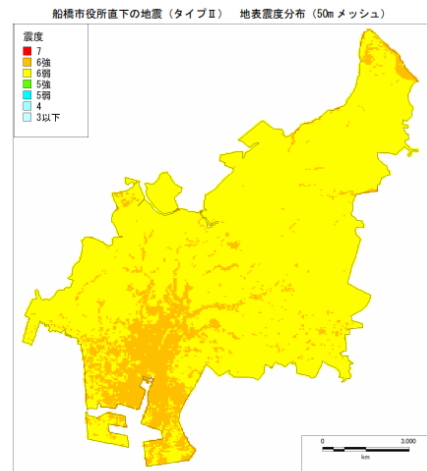
①と比較すると、市東部の震度が小さくなっている一方、市南部の埋立地や低地については、震度 6 強となる領域がやや北側に移っている。



③船橋市役所直下の地震（タイプⅡ）

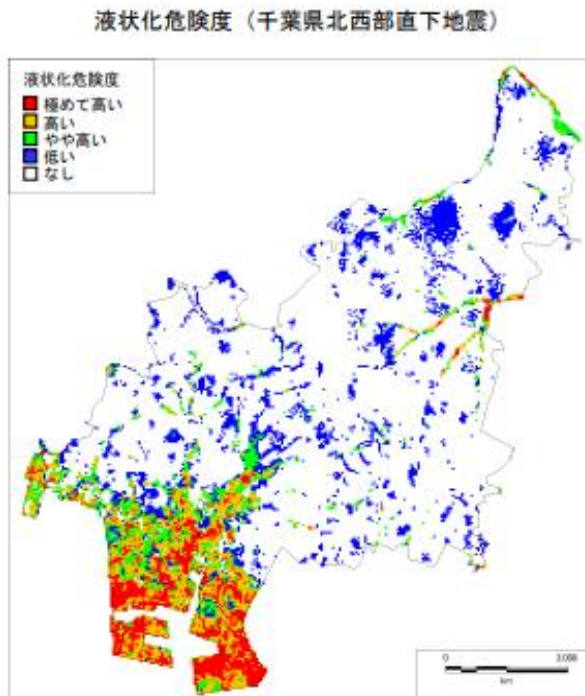
市南部の埋立地や低地の一部で震度6強となっている。また、市北部の谷底低地の一部で震度6強となっている。また、市最北部の谷底低地の一部でも震度6強を示す。それ以外の範囲では概ね震度6弱となっている。

①と比較すると、震度6強の面積はやや狭くなっている。



【液状化の予測】

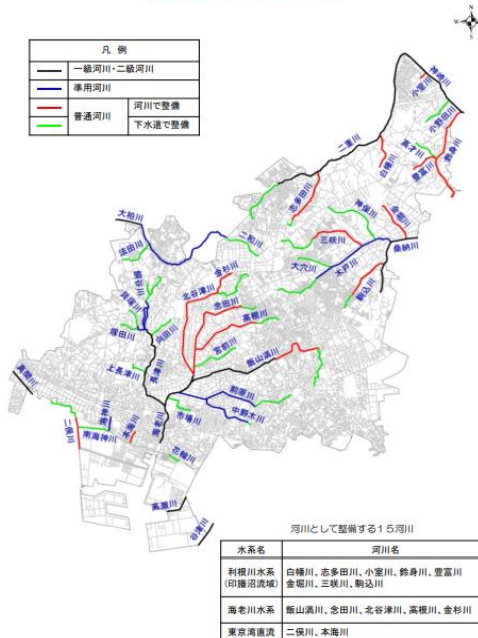
液状化危険度については、市南部の低地において液状化危険度の高い領域が広がっている。これに対して市の北側の台地では、河川沿いに液状化の危険度の高い領域が分布する以外は、液状化危険度は低くなっている。



(5) 風水害による被害想定

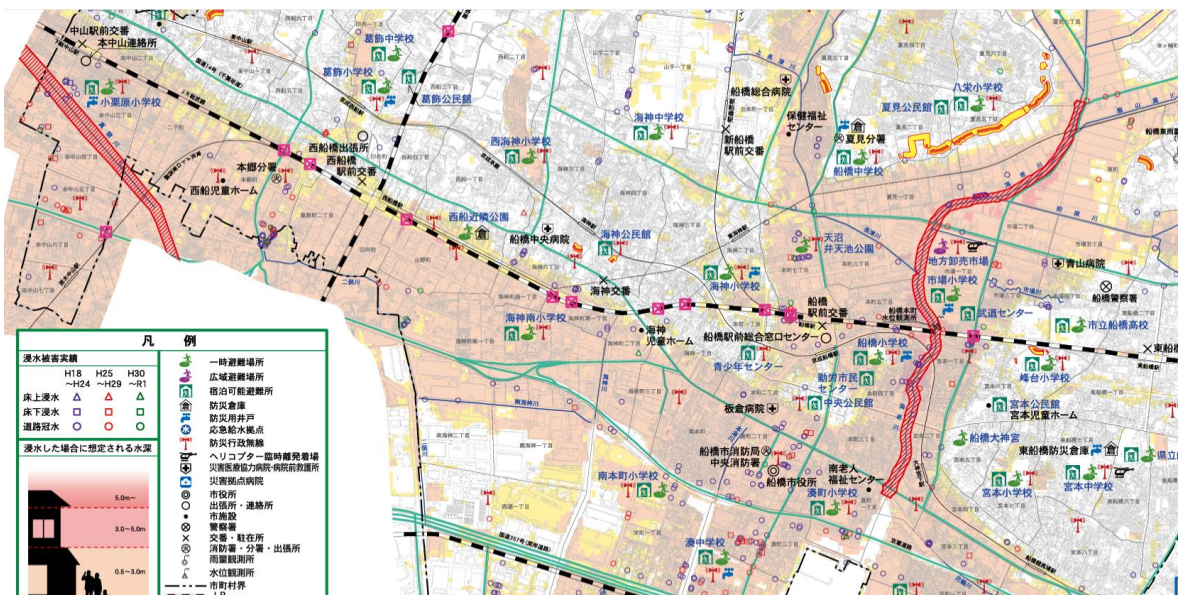
市内の河川等は、一級河川（県知事管理）は二重川ほか 3 河川、二級河川（県知事管理）は海老川ほか 4 河川、準用河川（市長管理）は前原川ほか 6 河川及び普通河川（市長管理）35 河川である。

河川と下水道の整備分担

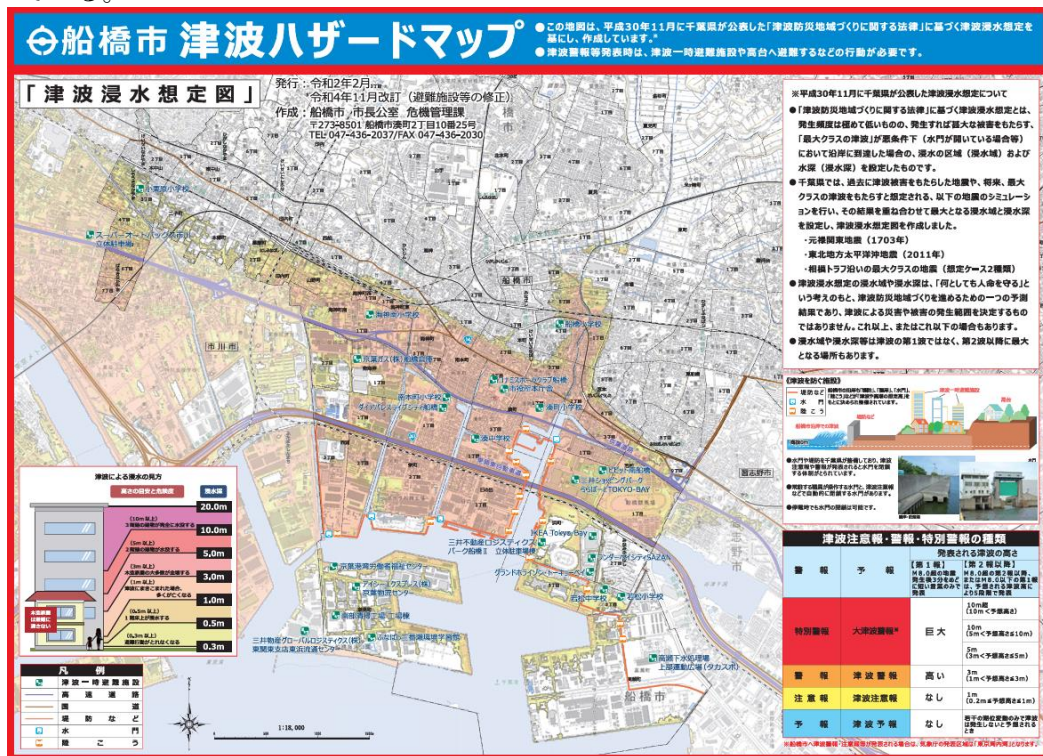


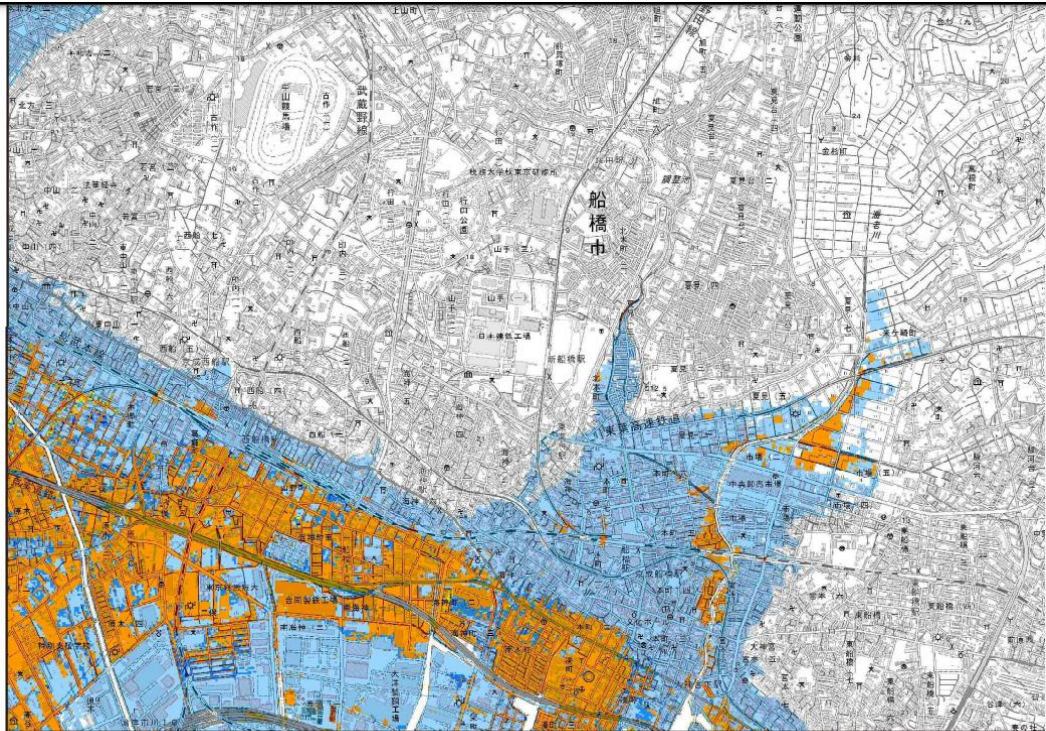
・整備分担後も、当面は河川として維持管理を行う。
 ・将来的な箇所において整備が必要となった場合は、この整備分担に問い整備を行う。

外水氾濫（洪水）が発生した際、家屋が倒壊・流出するおそれがある区域として、海老川流域と真間川流域が「家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）」として指定されている。



津波による浸水想定は、国の想定による「東京湾内の津波高は1 m程度」の予測とされている。





この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 29 情複、第 1768 号)

(6) 土砂災害の増加と激甚化

地球温暖化に伴う気候変動により、熱帯低気圧の強度が増大するとともに、大雨の頻度も増加する可能性が高く、土砂災害の増加、激甚化が懸念される。

【土砂災害警戒区域】

都道府県知事が急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものとして定めた区域。(市内指定は、急傾斜地の崩壊(傾斜度が 30 度以上である土地が崩壊する自然現象)のみ)

市内：60 か所

【土砂災害特別警戒区域】

都道府県知事が、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものとして定めた区域。

市内：56 か所

(7) 感染症

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザのウイルスとその抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生するものである。ほとんどの人が免疫を獲得していないため、全国的かつ急速な蔓延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

2. 市内商工業者の状況(令和3年経済センサスより)

商工業者数：15,608 事業所

小規模事業者数：9,280 事業所

3. これまでの取組

(1) 船橋市の取組

- ①船橋市防災会議による船橋市地域防災計画の策定・改訂、ハザードマップの作成・公表、防災訓練の実施
- ②平成 29 年・30 年船橋市防災アセスメント調査の実施
- ③船橋駅・西船橋駅周辺帰宅困難者等対策推進協議会の設置
- ④救急医療シンポジウムの開催
- ⑤海岸保全施設の早期整備に係る要望を実施
- ⑥防災備品の整備
- ⑦船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ⑧船橋市BCP（事業継続計画）策定支援に関する協定を船橋商工会議所、船橋市、大手損保会社 4 社と締結
- ⑨BCP策定セミナーの実施
- ⑩船橋版簡易BCP策定シートの作成

(2) 船橋商工会議所の取組

- ①船橋市BCP（事業継続計画）策定支援に関する協定を船橋商工会議所、船橋市、大手損保会社 4 社と締結
- ②BCP策定セミナーの実施
- ③中小事業者に対する事業継続力強化計画の策定支援

II.課題

現状の災害時対応・事業継続対応（復旧）マニュアルは平成 23 年 7 月に策定し、平成 29 年 11 月に一度改正したが、それ以降は、改正が行われていない。大規模自然災害や新たな脅威となった感染症への対策、現事務局体制などに対応したマニュアルの見直しが必要となっている。また、大規模自然災害が発生した際の市との連絡体制や被害状況の把握方法等が確立されていない。

いつ発生するかわからない災害等について、起こりうる完全な想定はできないまでも、当所の必要最低限の人的・物的資源及び情報入手手段が確保されなければ、地域経済の復旧支援体制は維持できない。

最悪の状況を想定し、通信手段が絶たれた際に、職員の安否確認を行ったうえで、市内の被害状況を把握し、商工業者に対する支援の情報を迅速に収集し、的確な支援策を講じることが求められる。

さらには、被災した商工業者の復旧・復興の支援の一定程度のスキルをもった人員の確保や通信手段・被害状況を把握する手段、特別相談窓口を設置する場所等の確保が必要となる。

III.目標

(1) 発災前の準備

- ①災害時対応・事業継続対応（復旧）マニュアルを適宜見直しを行う。
- ②地区内の事業所に対して、災害リスクや感染症等のリスクを認識させ、BCP 策定の必要性を周知する。
- ③当所における訓練メニューを策定し実施する。
- ④関係機関とのスムーズな連携ができるよう連絡体制の確立を図る。
- ⑤各地域・エリアごとの共助体制の確立を図る。
- ⑥ドローンを活用した当所独自の被害状況の把握手段を確立し、速やかな情報提供体制を整える。

(2) 発災後の協力・連携体制の確立

- ①千葉県および船橋市をはじめとする行政機関と、防災行政無線などの通信手段を活用して情報を共有する。
- ②当所内に相談窓口を設置する。
- ③ドローンを活用して上空から被災状況を把握し、関係機関に対し収集した情報を速やかに報告し迅速な被災者支援に繋げる。

※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

2. 事業継続力強化支援事業の内容

船橋市地域防災計画・本計画を踏まえつつ、大規模自然災害による被害を最小限に抑えるために、当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・会員訪問時や巡回指導時等の機会を捉えて、事業所の立地している地域の自然災害のリスクについてハザードマップなどを活用して説明するとともに被害を軽減するための対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）についても案内を行う。
- ・会報誌「ハンドシェイク」やホームページ等で国・県・市の施策を周知する。
- ・リスク対策の必要性や損害保険等の概要説明や事業者BCPの策定の必要性を説明する。
- ・小規模事業者に対して「船橋市BCP（事業継続計画）策定支援に関する協定」に基づき船橋版簡易BCP策定シートを活用して普及啓蒙活動を行うとともに大手損保会社の無料相談窓口への誘導やBCP策定コンサルティングメニューによるBCP策定のための支援、更にはBCP策定を希望する事業者へは経営指導員が損保会社担当者と連携して個別支援を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、国・県・市からの情報を的確に収集し、感染拡大防止策について、速やかに周知する。併せて感染状況に応じた支援を行う。

(2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

当所は平成23年7月に災害時対応・事業継続対応（復旧）マニュアルを策定し、平成29年11月に一度改正（別添）した。船橋市地域防災計画に則した見直しを行うとともに、今後も、適宜見直しを行う。

(3) 関係団体等の連携

連携協定を結ぶ大手損保会社4社に専門家の派遣を依頼し、会員以外の事業者も対象としたBCPの普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を行う。また、感染症対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も行う。

(4) フォローアップ

事業者BCPの策定状況の把握に努める。その状況に対して、当所と当市で改善点について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

大規模自然災害を想定した連絡ルートの確認等を行う。（具体的な訓練については必要に応じて実施する。）

<2. 発災後の対策>

大規模自然災害の発災時は、人命救助を最優先とし下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関に連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ・当所の執務時間内に発災した場合

会館内に居る職員及び会館利用者の安全の確保、外出している職員の安否確認を行う。

会館、ライフラインの被害状況を確認し、安全が確認できれば職員及び会館利用者に会館

に留まらせる。損傷がひどく留まることができないと判断した場合は、避難所等に避難させる。

・当所の執務時間外に発災した場合

発災後、速やかに職員の安否確認を行う。その際、業務従事の可否、周辺の被害状況の把握に努め、当所と当市で情報を共有する。

・安否確認の順序

1. 職員の携帯メール及び Teams・LINE 等を活用して安否確認を行う。
2. 未返信者へ再発信を行い安否確認を行う。
3. 未返信者へ携帯電話等に架電し安否確認を行う。
4. 自宅及び避難所を訪問し安否確認を行う。

・感染症等が拡大した場合

感染症の流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国が「緊急事態宣言」を発出した場合は、当市における感染症対策本部が示す感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市で、発災後 2 日以内を目安に、被害状況を把握し、情報共有を行う。
- ・その被害状況や規模に応じた応急対策の方針を当所と当市で決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を当所と当市で協議しておく。

○被害規模の目安と想定する応急対策の内容

大規模な被害がある	・地区内の 10%の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されている。
被害がある	・地区内の 1%の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

※連絡がとれない区域については大規模な被害が生じているものとする。

○被害情報等を共有する間隔

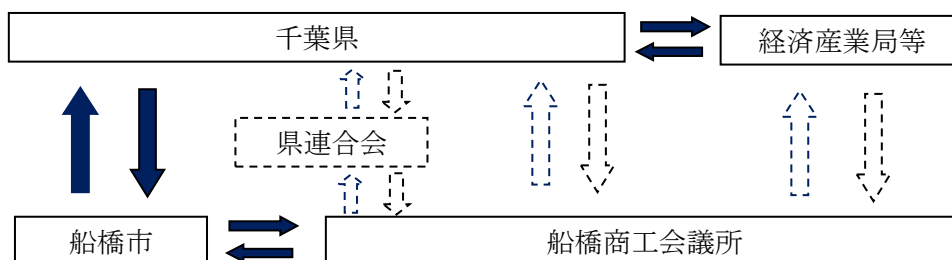
発災後から 1 週間	1 日に 3 回程度共有する
1 週間から 2 週間	1 日に 2 回程度共有する
2 週間から 4 週間	1 日に 1 回程度共有する
1 か月以上	状況に応じて、その都度共有する

- 船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画により、必要な情報の把握と発言を行う。また、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を講じる。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

(1) 自然災害発生時

- ・自然災害発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の収集、迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容を協議する。
- ・当所と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した被害額の情報を県の指定する方法で当市から県へ報告する。



※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート（状況によっては波線の矢印）

(2) 感染症流行時

- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を県が指定した方法で、当所又は当市から県へ報告する。

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

(1) 相談窓口の設置

- ・相談窓口の設置については、当市と協議のうえ、安全が確保されている場所に設置する。
- ・国から依頼があった場合は、特別相談窓口を当所が設置する。

(2) 小規模事業者等への支援

- ・被害状況の詳細を確認する。状況によってはドローンを活用する。
- ・国・千葉県・船橋市の支援策を被災事業者に周知する。
- ・感染症拡大時においては、事業活動に影響を受ける、または恐れがある小規模事業者向け支援策や相談窓口等を設置する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

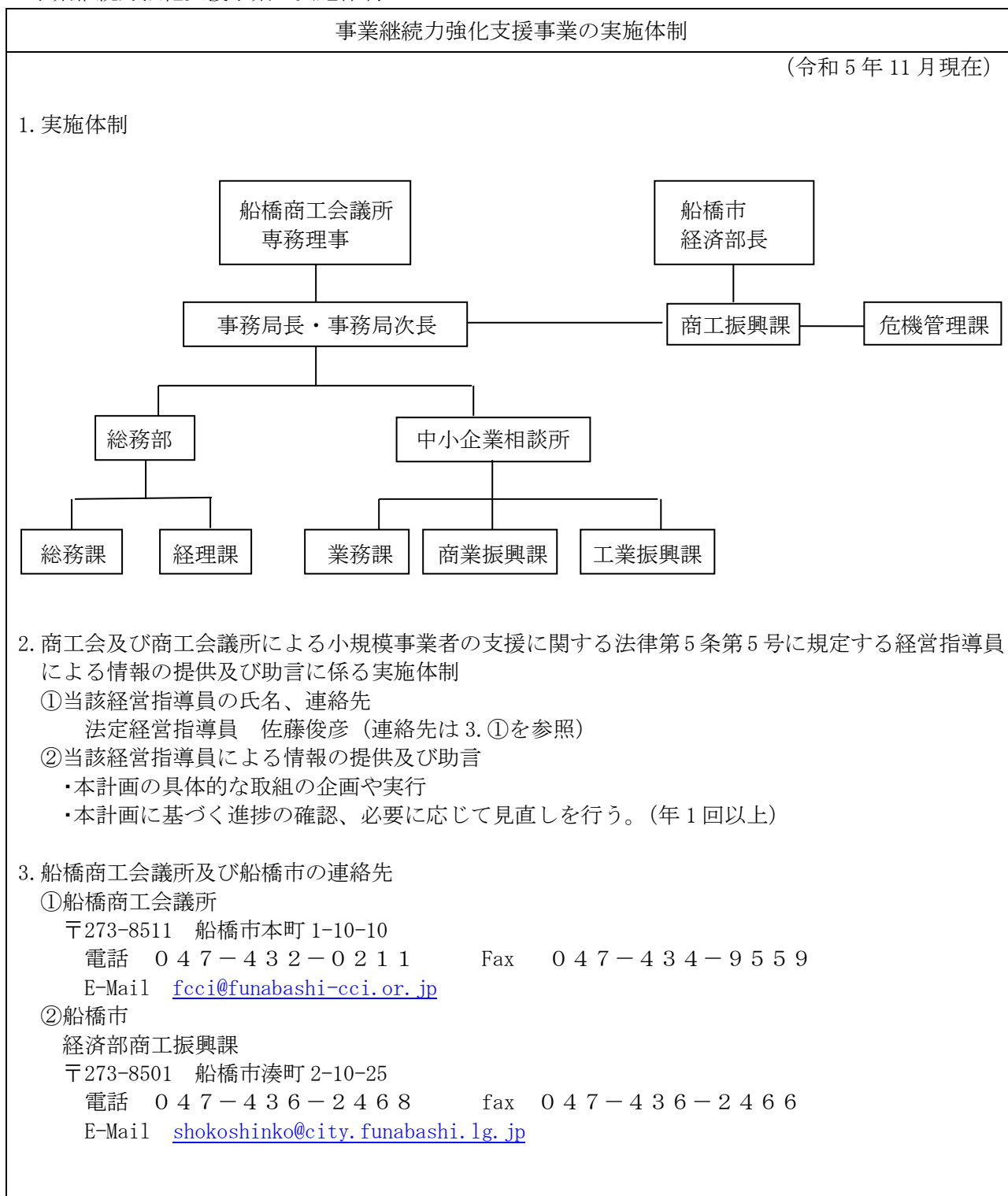
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被災規模が大きく、当所の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額					
ドローン契約	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること